

会計年度任用職員（保育所看護師）令和8年度募集案内（令和8年4月1日採用）

1 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 正看護師免許を有していること。
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。

※欠格事由については申込書で確認してください。

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 医療的ケア児の健康観察、医療的ケアの処置
- ② 保育所における医療的ケアの知識やスキルに関する情報の発信補助
- ③ 医療的ケア児に関する他機関との連絡、調整補助
- ④ 園内における保健・衛生等に関する業務等
- ⑤ 産休明け児の健康観察 ((2)の勤務場所の原宿保育園にはこの業務はありません。)
※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	原宿保育園（横浜市戸塚区原宿4-22-2）
勤務日	月～土曜日のうち週4日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く
勤務時間	次のいずれかの勤務時間（ただし、①及び⑩は平日のみ） ① 7:00～15:30 ② 7:30～16:00 ③ 8:00～16:30 ④ 8:15～16:45 ⑤ 8:30～17:00 ⑥ 8:45～17:15 ⑦ 9:00～17:30 ⑧ 9:30～18:00 ⑨ 10:00～18:30 ⑩ 10:30～19:00 ※休憩時間（1時間）を含む。
給与	月額261,700円 ※令和7年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額※上限あり）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険：加入 横浜市職員厚生会：任意加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員（月額職）

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回))

3 募集期間

令和8年1月29日から令和8年2月9日まで

4 募集人員

2名

5 応募方法

次の必要書類を、戸塚区こども家庭支援課に提出してください（郵送または持参）。

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

書類の記載不備がある場合、書類の受理はいたしますが選考の対象外となります。書類の記載不備等がないよう、ご確認の上、ご提出ください。

(1) 会計年度任用職員申込書（第1号様式）

(2) 正看護師の免許状の写し

※ 持参の場合は開庁時間内（月～金曜日 8時45分～17時）に2階8番窓口に提出してください。

※ 申込書類が届いているかどうかの問い合わせには応じません。

6 選考方法等

(1) 面接選考 申込者に対して実施します。選考日、会場、集合時間等の詳細は申込者に別途通知します。

令和8年2月17日に実施予定ですが、応募人数によっては別指定日で実施する場合がございます。

※ 選考試験を欠席した場合は辞退とみなします。

※ 選考会場までの交通費は自己負担です。

(2) 健康診断 面接選考に合格された方には、採用後に健康診断を受診していただきます。

（日程は別途連絡）

7 合否決定及び採用・不採用通知

令和8年3月上旬以降に順次郵送で連絡します。

※ 合否に関わらず選考対象者全員に文書で結果を通知します。電話、Eメール等での問い合わせには応じません。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

10 申込・問合せ先

戸塚区こども家庭支援課（戸塚区役所 2 階 8 番窓口） 担当 速水、小幡

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17

TEL 045-866-8485